

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和 29 年岩手県訓令第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副委員長及び法規審査委員は、<u>事務吏員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>(法務幹事)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 法務幹事は、別に定めるところにより部局等ごとに当該部局等の長が当該部局等に所属する<u>吏員</u>のうちから指名するものとする。この場合において、複数の法務幹事を指名したときは、法務幹事を総括させるため、うち 1 人を総括法務幹事に指名するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 幹事長は、第 2 項の規定により指名されるもののほか、特定事項等に関する事案の調整を行わせるため、<u>吏員</u>のうちから法務幹事（以下「特定法務幹事」という。）10 人以内を指名することができるものとする。</p> <p>(本庁各室課等の法務主任及び条例担当者)</p> <p>第 7 条 本庁各室課等の長は、当該室課等の第 2 条各号に掲げる事案に関する調整を行わせるため、その所属する<u>吏員</u>のうちから法務主任を指名するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 書記は、<u>事務吏員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(委員会)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副委員長及び法規審査委員は、<u>職員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>(法務幹事)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 法務幹事は、別に定めるところにより部局等ごとに当該部局等の長が当該部局等に所属する<u>職員</u>のうちから指名するものとする。この場合において、複数の法務幹事を指名したときは、法務幹事を総括させるため、うち 1 人を総括法務幹事に指名するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 幹事長は、第 2 項の規定により指名されるもののほか、特定事項等に関する事案の調整を行わせるため、<u>職員</u>のうちから法務幹事（以下「特定法務幹事」という。）10 人以内を指名することができるものとする。</p> <p>(本庁各室課等の法務主任及び条例担当者)</p> <p>第 7 条 本庁各室課等の長は、当該室課等の第 2 条各号に掲げる事案に関する調整を行わせるため、その所属する<u>職員</u>のうちから法務主任を指名するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 書記は、<u>職員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。